

経営に活かす連結納税

8月1日からの施行が決定し、連結納税制度が本年4月1日から遡及適用されます。  
 今期または来期から導入する場合は、今年9月末または12月末までに届出が必要です。  
 個々の届出期限は、事前に確認ください。

連結納税選択のメリット・デメリット

メリット
1) 連結グループ会社間で、所得と損失の相殺による納税額の節減
2) 連結グループ会社間取引での未実現利益は課税対象外

デメリット
1) 通常の税率30%にプラス2%の付加税
2) 連結グループ会社間取引での未実現損失は課税対象外
3) 子会社の繰越欠損金は、繰越控除の対象外
4) 連結グループ会社間の寄付金は全額損金不算入
5) 子会社が連結グループに加入する際、評価損益の強制計上のケースがある
6) 税率・交際費・留保金課税の非課税枠など、中小企業の優遇メリットの喪失

連結納税制度を選択した場合は、継続適用が原則となります。  
 連結納税制度を取りやめるには、やむを得ない事由がある場合に限定されます。  
 事前に国税庁長官の承認が必要です。  
 「連結作業が繁雑」というのも事由になると現在解釈されています。

お見逃しなく！

連結納税の制度の創設は社内分社であるカンパニー制と事業の分社のいずれを選択しても、課税される法人税の不公平をなくすためです。

カンパニー制と事業の分社の経営形態を比較しますと、下記のとおりとなります。

	カンパニー制	分社
会計的表現	管理会計型	財務会計型
運営	フレキシブル	硬直的
業績評価	恣意的	客観的
経営責任	不明確	明確
人事制度	一体型	独立型(差別的)

付加税は、通算できる赤字が黒字の6.25%超であれば吸収できる計算です。

\* 一部、弊社グループ著中央経済社刊「経営に活かす連結納税」より引用。